

岐阜県社会的養育推進計画 概要

背景

平成28年度 児童福祉法改正
子どもが権利の主体であること的位置づけ、家庭養育優先原則の明記
平成29年度 新しい社会的養育ビジョン
改正児童福祉法の理念を具体化するために示されたもの
(里親等委託率：乳幼児75%、学童期以降50%、特別養子縁組成立：年間1,000人以上 等)
平成30年度 都道府県社会的養育推進計画の策定要領
国から各都道府県に示された策定要領の10項目に沿って記載

岐阜県家庭的養護推進計画 (計画期間:H27~H41)
岐阜県における社会的養護に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る
(本体施設：グループホーム：里親・ファミリーホーム = 1：1：1)
<取組実績及び目標数値>
・里親等委託率 【H25】 8.5% → 【H30】 16.1% (H41目標：30.9%)
・ファミリーホーム設置箇所数 【H25】 1箇所 → 【H30】 6箇所 (H41目標：20箇所)
・グループホーム割合 【H25】 6.0% → 【H30】 13.7% (H41目標：27.5%)

岐阜県社会的養育推進計画

1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

○「家庭養育優先原則」を徹底し、「子どもの最善の利益」を実現
期間 令和2年度～令和11年度
(前期：令和2年度～令和6年度 後期：令和7年度～令和11年度)

2 当事者である子どもの権利擁護の取組 (意見聴取・アドボカシー)

○子どもからの意見聴取や意見の酌み取り、子どもの権利を代弁
[新] 里親、乳児院・児童養護施設、子相等の職員を対象とした研修の実施
[新] 一時保護所の退所児童へのアンケートを実施し、子どもの意見の把握
指標 施設職員等における「子どもの権利擁護」研修の受講者割合
【H30実績】 0% → 【R6】 100% → 【R11】 100%

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

○市町村における相談体制の充実、児童家庭支援センターの機能強化
[拡] 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置を促進
[拡] 児童家庭支援センターの職員の充実や安定的な運営体制の確保
指標 子ども家庭総合支援拠点設置市町村数
【H30実績】 5市町 → 【R6】 42市町村 → 【R11】 42市町村

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

○近年の児童虐待件数の増加等を踏まえた社会的養育が必要な子ども数の推計
・代替養育を必要とする子ども数の推計 (潜在的需要を含む)
・里親等委託が必要な子ども数の推計
推計 代替養育を必要とする子ども数
【H30実績】 592人 → 【R6】 626人 → 【R11】 614人

5 里親等への委託の推進に向けた取組

○里親等への包括的な支援による「量」と「質」の向上
[新] 里親のリクルートから委託後の養育支援まで切れ目のない包括的な支援
[新] 各子相に里親養育支援のための児童福祉司を配置
指標 里親等委託率
【H30実績】 16.1% → 【R6】 29.2% → 【R11】 41.7%

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

○特別養子縁組等による永続的に安定した養育環境の提供の推進
[新] 養子縁組里親の資質向上のための研修の実施
[新] 子相職員を対象とした特別養子縁組に関する研修の受講を推進
指標 実親が特別養子縁組を希望する子どもの特別養子縁組成立割合
【H30実績】 100% → 【R6】 100% → 【R11】 100%

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能連携に向けた取組

○「できる限り良好な家庭的環境」の確保、専門性の強化
[新] 小規模化に伴う児童福祉施設等職員の人材確保・育成の強化
・施設の小規模化等に必要となる施設整備費用等を支援
指標 小規模化・地域分散化した施設数
【H30実績】 0施設/12施設 → 【R6】 8施設/12施設 → 【R11】 12施設/12施設

8 一時保護改革に向けた取組

○一時保護所の体制及び機能強化
[新] 乳児院や児童養護施設における一時保護専用施設の設置を促進
[新] 一時保護所職員の研修の受講を推進し、保護児童に対する援助技術を向上
指標 平均一時保護日数
【H30実績】 18.5日 → 【R6】 10日 → 【R11】 7日

9 社会的養育自立支援の推進に向けた取組

○施設退所児童等への支援
[拡] ぎふ職親プロジェクト加盟企業登録の推進
・児童養護施設等の入所児童を対象としたインターンシップの充実
指標 ぎふ職親プロジェクト加盟企業数
【H30実績】 23企業 → 【R6】 77企業 → 【R11】 122企業

10 子ども相談センターの強化等に向けた取組

○子ども相談センターにおける人員の確保、育成
[拡] 児童福祉司、児童心理司の増員、保健師の配置
[新] 子相業務の広報冊子等の作成、学生向けセミナーの開催による人材の確保
指標 児童福祉司一人あたりの担当ケース数
【H30実績】 40ケース → 【R6】 30ケース → 【R11】 20ケース